路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十八号　大野市堂本二五字石倉口三六番二から同市蕨生一〇三字城ノ跡五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
今治市長沢字宮ノ前甲三七四番二から西条市小松町新屋敷字西町裏甲五二七番一まで	前	A　八・八〇～六九・五〇（メートル）	一三・四八五（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一〇・七〇～二五一・〇〇	一二・七七一	
	後	A　八・八〇～六九・五〇	一三・四八五	
		B・C　一〇・七〇～二五一・〇〇	一二・七七一	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局、同局松山河川国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所

○四国地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間四国地方整備局、同局松山国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

区間	幅員	延長
今治市長沢字武反地山乙二〇二番二六から同市孫兵衛作字胡摩々谷乙二八番三まで	○・〇〇～八七・三〇（メートル）	○・六〇四（キロメートル）

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　百九十六号
三　指定する道路の部分

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	今治市長沢字武反地山乙二〇〇番二六から同市孫兵衛作字胡摩々谷乙二九番三まで	四国地方整備局、同局松山河川国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、十一月二十五日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第百八十五条第一項中「議員が」の下に「配偶者の出産、育児、看護、介護、不妊治療に係る通院その他」を加え、「附し」を「付し」に改める。

要求書受領

十一月二十五日、内閣から、食品安全委員会委員に春日文子を任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、個人情報保護委員会委員に藤村明子（大西明子）、木田俊昭、藤井英治及び新保史生を任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、証券取引等監視委員会委員長に中原亮一を、同委員に加藤さゆり（高田さゆり）及び橋本尚を任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電気通信紛争処理委員会委員に笠井之彦、三尾美枝子、小塚荘一郎、中條祐介及び前原賀代（小川賀代）を任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電波監理審議会委員に大久保哲夫を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に岩井睦雄、前田香織（相原香織）及び榊原陽子を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に久保美紀を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に堀川義弘及び大石美奈子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸安全委員会委員に堂園正人、古川敦、大野寛之（藤城寛之）、鈴木美緒及び新妻実保子を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議決通知

十一月二十五日築山事務総長から船田裁判官弾劾裁判所裁判長及び小林参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員
黒岩　宇洋（階猛の補欠）
鈴木　義弘（円より子の補欠）

同予備員
第四　浦野　靖人（三木圭恵の補欠）

又同日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び小林参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、武村展英を第一順位とし、坂本祐之輔を第四順位とし、猪口幸子を第五順位とし、第四順位の予備員である吉川元を第二順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員
柴山　昌彦（平口洋の補欠）
本田　太郎（田所嘉徳の補欠）
青柳陽一郎（黒岩宇洋の補欠）
向山　好一（西岡秀子の補欠）

同予備員
武村　展英（井野俊郎の補欠）
猪口　幸子（阿部弘樹の補欠）
坂本祐之輔（青柳陽一郎の補欠）

選出通知

十一月二十五日本院は検察官適格審査会委員予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員予備委員
高見　康裕（後藤茂之の予備委員）
平沼正二郎（齋藤健の予備委員）